

那須塩原市まちなか交流センター利用者会設置規約

(名称等)

第1条 本会は、那須塩原市まちなか交流センター利用者会(以下「利用者会」という。)と称し、その事務局を那須塩原市まちなか交流センター(以下「交流センター」という。)内に設置する。

(目的)

第2条 利用者会は、交流センターの健全な利用促進を図り、もって交流センターのより良い施設運用実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 利用者会は、その目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 市と連携した交流センター利用調整事業
- (2) 交流センターに係る広報事業
- (3) 交流センター活性化のための自主事業
- (4) 会員間の親睦を図るための自主事業
- (5) 会員及び市が実施する事業への協力
- (6) その他目的達成のために必要と考えられる事業

(役員)

第4条 利用者会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 10名程度

(会員)

第5条 利用者会に加入しようとする者は、那須塩原市まちなか交流センター利用者会加入申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、利用者会が実施する事業に、積極的に協力するものとする。
- 3 利用者会を退会しようとする者は、その旨を会長に申し出るものとする。

(役員を選出)

第6条 会長は、黒磯駅前活性化委員会会長をもって充てる。

- 2 副会長、会計及び監事は、役員の間選によって決める。
- 3 理事は、会員の希望者をもって充てる。
- 4 副会長、会計、監事及び理事の任期は、就任から2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、利用者会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、利用者会の会計を執行する。
- 4 監事は、利用者会の会計の執行について監査する。
- 5 理事は、利用者会の事務の中枢を担う。

(役員会)

第8条 利用者会の意思決定機関として、役員会を開催する。

- 2 役員会の出席者は、役員とし、その過半数の出席をもって成立とする。
- 3 役員会の招集は、会長が行うものとする。
- 4 役員会の進行は、会長が行うものとする。
- 5 役員会で決定する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 利用者会の規約の制定及び改正に関すること。
 - (2) 利用者会の活動方針及び事業計画に関すること。
 - (3) 利用者会の予算及び決算に関すること。
 - (4) 役員及び会員の人事に関すること。
 - (5) その他利用者会の運営について必要と考えられること。
- 6 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、役員会の結果を会員に報告するものとする。

(会費)

第9条 会員は、年会費1,500円を負担するものとする。また、利用者会が開催する事業に参加する場合は、必要に応じてその会費を負担するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、利用者会の運営等に関し必要な事項は、役員会で別に定める。

附 則

この規約は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年10月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。